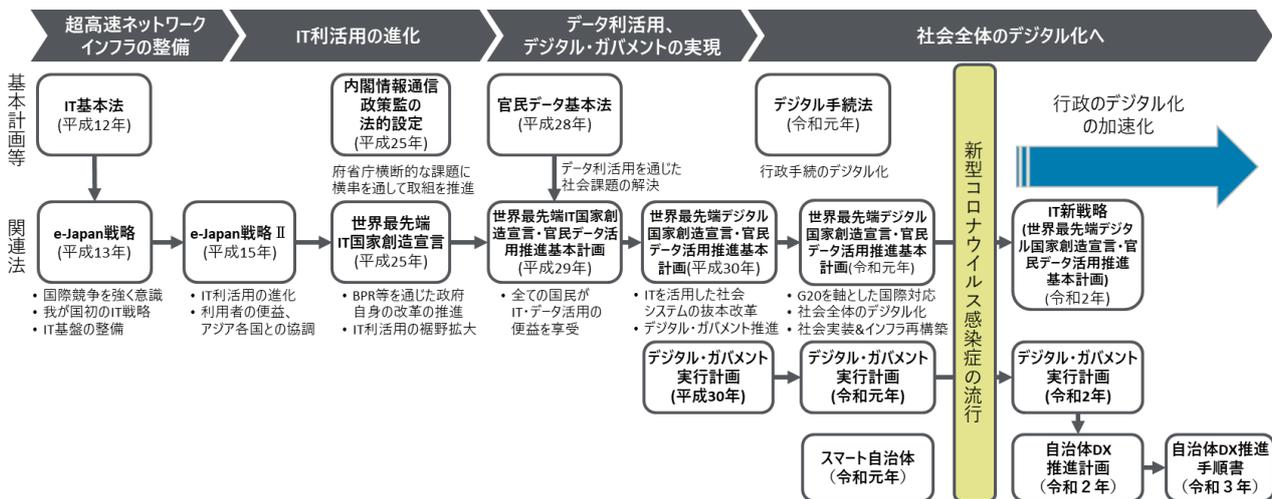


### **3. 国及び県の情報化政策の動向**

### 3. 国及び県の情報化政策の動向

#### 3.1 日本のIT戦略の変遷

これまで行政のデジタル化が推進されてきましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により多くの課題が露見され、行政デジタル化の更なる加速化が求められています。



#### 3.2 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

令和2年7月に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」では、全ての国民がデジタル技術とデータ活用の恩恵を受るとともに、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるデジタル社会の実現に向けた、政府全体のデジタル政策が取りまとめられています。直近の取り組みとしては新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現が必要とされており、情報通信技術を活用した新型コロナウイルス感染症対策に係る取り組み、デジタル強靱化を実現するための基本的な考え方、働き方改革（テレワーク）、学び改革（オンライン教育）、くらし改革、防災×テクノロジーによる災害対応、社会基盤の整備、規制のリデザインが示されています。

#### 3.3 スマート自治体の実現

人口減少が深刻化し、今後の労働力の供給が制約されることが想定される中、自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、職員が、企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければできない業務に注力できる環境を作る必要があります。これまで各自治体が情報システムを独自に発展させてきた結果、システムの発注・維持管理や制度改正による改修対応など各自治体が個別に対応する必要がありましたが、クラウド導入等を通じたシステム標準化や業務プロセス見直しにより、職員負担が軽減され、住

民・企業等の利便性向上にも繋がることが考えられます。また、近年の技術発展により、AI・RPAの実証実験や導入も進められています。

このようにスマート自治体の実現に向けて、組織のあり方も含め、自治体職員が、より価値のある業務に注力できる環境を作っていくための検討が進められています。

### 3.4 デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

令和2年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」は、新型コロナウイルス感染症対応で明らかになった様々な課題を解決するために行政のデジタル化が必要であることから、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する新たな司令塔としてデジタル庁を設置すること、デジタル社会の将来像、IT基本法の見直しの考え方等を示した政府方針となります。また、基本方針において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されており、このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要とされています。

### 3.5 デジタル・ガバメント実行計画

デジタル・ガバメント実行計画は、官民データ活用推進基本法及び「デジタル・ガバメント推進方針」に示された方向性を具体化し、実行することによって、安全、安心かつ公平、公正で豊かな社会を実現するための計画として、平成30年1月に初版が策定されました。

デジタル・ガバメント推進に係る近年の取り組みとしては、令和元年12月に改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）が施行され、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則（①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする及び③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化の実施が原則とされました。

また、横断的かつ業務改革（BPR）を意識したサービス視点での政府情報システムの整備・運用を実現するために、「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）が定められました。

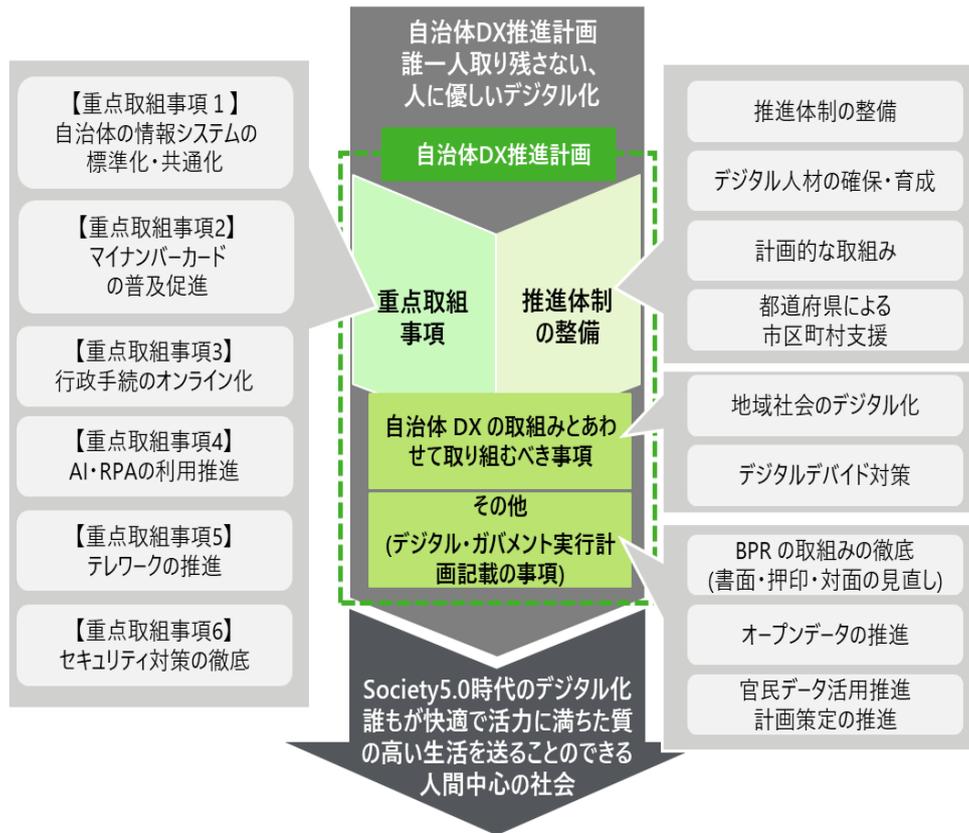
さらに、デジタル化の便益を実感できるデジタル社会を早期に実現するため、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）に基づき、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図

ることとされています。また、その後の取り組みの進展や、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題を踏まえ、令和 2 年 12 月 25 日に改定されています。

### 3.6 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

総務省では、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた「DX 推進計画」を策定し、デジタル社会の構築に向けた取り組みを全自治体において着実に進めていこうとしています。「DX 推進計画」において、自治体は、まずは自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、EBPM 等により行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることが期待されています。

また、社会全体のデジタル化を進めるに当たり、デジタル技術の利活用により、年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、誰も取り残さない形で、全ての国民にデジタル化の恩恵を広く行き渡らせていく環境の整備に取り組むことが必要であるとされています。このようなデジタルデバイス対策を行うためには、デジタル機器に不慣れな方でも容易に操作できる UI（ユーザインタフェース）の設計や、外国人利用者向けの申請画面等の多言語化など、利用者目線で、かつ、利用者に優しい行政サービスを実現することが重要であるとされています。



### 3.7 みえデジタル戦略推進計画

三重県では、令和2年6月に「みえデジタル戦略推進計画」を策定し、「ICTを活用した県庁改革と情報基盤整備」、「ICTを活用した県民サービスの向上」、「テクノロジーを活用した社会課題の解決、新たな価値の創出」の3つの基本方針のもと、ICTやデータを積極的に活用していくことにより、行政運営の効率化や県民の利便性向上、新たな様相を呈している社会の様々な課題を解決していくことを目的に取り組みを進めています。

具体的な取り組みとしては、「AIやRPAの活用等による業務改善及び多様な働き方の推進」、「県情報通信基盤の整備運用」、「情報セキュリティ対策の強化」、「行政データのオープン化・データ活用の推進」、「行政手続のオンライン化」、「デジタルデバйд対策」、「人材育成・意識改革」、「新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたDXの推進」の8つの個別施策について、令和5年度までのスケジュールを立て、推進しています。